



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
150 1 2 3 4

始



特105
695

明治天皇

全



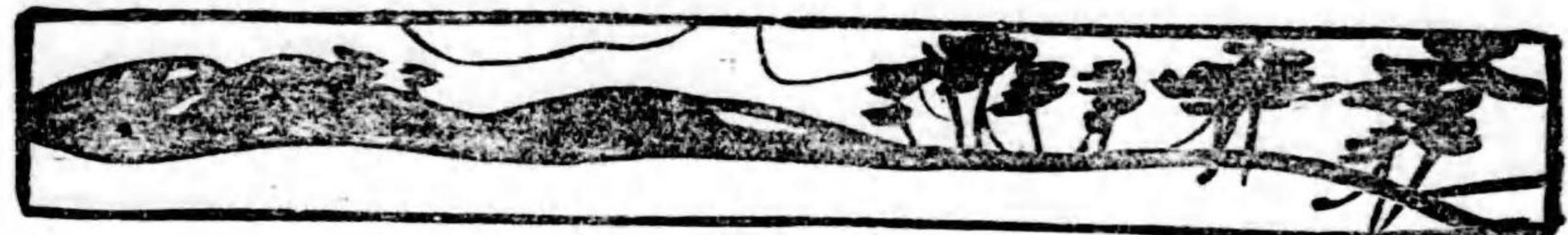


明治天皇

目次

- (一) 國民の驚きと心配 一
(二) 日毎夜毎の祈願 三
(三) 帝遂に神去り給ふ 五
(四) 御降誕と御生母 八
(五) 御降誕の聖地 九
(六) 御乳の人 一〇
(七) 御手習 一一
(八) 御學問 一二





(九) 御幼時

- (九) 御幼時 元

(十) 短冊に御樂書 元

(十一) 御拳固の御見舞 二〇

(十二) 振袖へ御樂書 二

(十三) 白の裝束へ一の字 三

(十四) 木馬の御遊 三

(十五) 雨中の觀兵式御覽 五

(十六) 關白の御馬代り 三

(十七) 立皇太子 二

(十八) 御踐祚と遷都 二

(十九) 御鴻業の一般 三〇

(二十) 憲法發布 三七

(二十一) 臺灣征伐 三八

(二十二) 日清戰爭 三九

(二十三) 日露戰爭 四〇

(二十四) 日英同盟 四一

(二十五) 日韓併合 四二

(二十六) 先づ將卒の死傷を憂ひ給ふ 四三

(二十七) 大鹿を深山に放ち給ふ 四四

(二十八) 民の眼病を憂ひ給ふ 四五

(二十九) 秋の暴風雨を憂ひ給ふ 四六

(三十) 御誠意の深き測り知られず 四七

- (三十二) 故一位局の臨終と先帝陛下 五一
- (三十三) 今回は差許す 西
- (三十四) 米田侍従の直言 畏
- (三十五) 御煙草の下賜 畏
- (三十六) 非凡の御勤徳 畏
- (三十七) 脱を見よ 畏
- (三十八) 脱は辞表は出されず 畏
- (三十九) 雪中の御騎馬 畏
- (四十) 兵士等も着替るか 畏
- (四十一) 血染の勳章 畏
- (四十二) 月給百圓で馬一頭 七
- (四十三) 先帝と日英同盟 七
- (四十四) 京都御在都の儘の御質素 七
- (四十五) 御避暑の奏請を退け給ふ 六
- (四十六) 三百萬圓の御削減 七
- (四十七) 御製の御數十萬に近し 六
- (四十八) 御堪能なる御乗馬 八
- (四十九) 殊の外に刀剣を好ませ給ふ 八
- (五十) 御鐘愛を被つたテリエール 八
- (五十二) 美術工藝品の御趣味 八
- (五十三) 謠本を離し給はず 五



明治天皇

(一) 國民の驚きと心配

暑い盛りの七月廿日の午後のことでありました、不意にけたゞましい號外賣の呼び聲が東京の市中に響き渡つたと思ふ間もなく市民の顔には深い心配の色が現はれて來ました。

號外によりますると畏れ多くも天皇陛下には十四日から多少御腸胃を御損傷になつて十五日からは御眠りを



好ませ給ふやうになり、十八日からは其上に御召上り物も減り少し恍惚となさるゝ御様子があつて、御惱症があらせられました處が十九日の夕方から突如に、御熱が出て、四十五分に爲り御派は百〇四、御呼吸は三十八と申すのであります。

天皇陛下の御重態と云ふ文字を拜見した時の驚きは全く筆や口で現はすとが出来ません。東京の市中は無論のこと、この心配な報知が全國へ傳はつた時、忠義にかけては、世界の何の國の人民にも劣らない我國の人民は是迄に無い驚きと心配とに誰も彼も一時に日頃から信心をして居る神様や佛様の前に馳つけて、一心不亂に祈念を凝しました

忠義な人々は、夜となく日となく神様や佛様に祈禱を捧げて命懸けの信心に餘念もなかつたのであります。夫でも猶足りないと思つたのであります。か、御平癒を祈願する人々は、二重橋の前に集つて来て、熱心な状態で遙に玉の宮居を伏し拜みました。九重の雲は深く愁ひに閉されて、お濠の水は殊更に暗い色を湛へて居るやうに見えました。

(二) 日毎夜毎の祈願

あゝ、一天萬乘の大君の御惱みの薄らがせ給はん日にめぐりあはさせ給へ——と天を仰ぎ地に伏して祈禱る聲は夜通しに二重橋前の砂礫の上に蹲つて居る人々の口から



湧いて出ました。止めごもない涙は砂と礫を濡して弱い女小供は泣き伏した儘顔を上げることも出来ない有様であります。

幾萬といふ大勢が寄せては返す、二重橋前の廣場から櫻田門、馬場先門、和田倉門にかけての群集は前代未聞の有様でありましたが、誰にて陛下の御病氣を御心配申上げる爲めの熱心から集まつたのでありますから、平素ならこの混雜の爲めに種々な間違いも出來たのでありますから、平素ならこのが數日に餘る群集に何の混雜もなく喧嘩も口論も爲ず静かにく橋の前へ土下座をして伏し拜みましたのは、何時の世までの美しい語り草ではありますまい。

手足に蠟燭を灯して祈願するやら泥鼈の放生會を爲るやら、二六時中の二重橋のほこりは人の波に揉まれ通しありました。伊勢大神宮を初めとして全國の神社、佛閣では御平癒の祈願を續けて樺太の果から朝鮮、台灣は無論海の彼方の外國に住む日本人の心配は到底も戰爭當時どころではありませんでした。

宮内省から出る御容體書の發表を待兼ねて如何なるとかと一と時も安き心の無かつた人々は日毎に深い憂愁の淵に沈みました。

(三) 帝遂に神去り給ふ

且暮の祈願に民草
の誠の限りを盡しま
ふらせし甲斐もなく
九重の玉の宮居を深
く鎖した愁ひの色は
忽ちに日本帝國の全
土を黒い色に包むで
了ひました。

明治四十五年七月
三十日午前零時四十
三分、此日此時月遽に・



昏く雨はらしくと降り出で、永き悲しみの聲は天地に響
き渡りました。

神武天皇以來の英主に渡らせられた明治の天皇陛下は、
かくて、神去り給ひ國中は申すに及ばず、日頃からの親しい
外國の君主は勿論其人民に至るまで一時に悼ましい嘆き
に沈みました。

黒い布に謹慎を見せ、悲哀を現はしました弔旗に吹く風
は悲しく懷かしい明治の年號も大正と改まりまして、先帝
御崩御の午前一時皇太子殿下が御践祚なされまして天皇、
陛下の御位に即かれました。
大きな悲しみの中のこの芽出度い御式に勿體ない乍ら



市 民 二 重 稲 外 の 頭 に 外 亂 を 謹 す ら

涙に咽ばず居られた人が一人でもありますか。雲深きあたりから洩れ出でた光りの末を集めて、永く先帝の御盛徳を傳え奉るのはまさに臣民たるべきものゝ本分であります。

(四) 御降誕と御生母

先帝陛下は孝明天皇の第二の皇子に在しまして今を距る六十一年以前嘉永五年九月二十二日即ち新暦の十一月三日に御降誕れ遊ばしたので米國水師提督ペルリが黒船を率て浦賀へ來ました前年であります。

御名は睦仁、御幼時は祐宮と申上げました、御生母は故從一

位大納言中山忠能卿の御女慶子の方世に一位の局と申す方で祐宮の御出生と共に御養育係を承り如何にもして祐宮殿下に一天萬乘の大君の御威光を添へ奉らばやと明暮神明に祈られて御側にあつても始終『祐様を御上の御位に即かせらるべき尊い御身で伊勢大神宮様の御血統神様の御子様に渡らせらるゝ事を御忘れになつてはなりませぬ』と御注意申上げたと云ふ事であります。

(五) 御降誕の聖地

先帝の御生れ遊ばしたのは京都舊御所の東日の御門の前にあつた中山邸であります、今は其の御跡には鐵柵を打廻

ぐらし御産屋西に建ち御産湯を汲ませられた井戸は東にありて白川石の井筒苔蒸して『祐の井』と刻まれた碑が建てられています。

(六) 御乳の人

御誕生と共に第一に御乳の人に召出されたのは九條家の家臣、伏屋某の妻で伏屋みね子と云ふ人でした。が仔細あつて一年餘りで御暇を頂く事となつたので其の代りの御乳の人に誰を定めんかと、彼や是やと久しい詮義の末に昔から天文占策の術に長せる土御門家に御命じあつて、御占はせられた處が三條白川東へ入る所に住む元華頂の宮に

仕へた儒者で木村縫殿之助の妻らいと云ふ者が宜しからふと云ふ御答がありました。それで早速使者を御遣しになつたが何處へか轉宅をして行方が知れません。然し是非とも此の木村らいを尋ね出せとの御仰があり種々御穿鑿の上、漸く都の西下嵯峨に轉居していることが知れ、直ちに篤い御沙汰が下り、御召出しになる事になりました。

それからご申すものはらいを御八才の時まで始終御側に待きまいられてお乳を奉つたのであります。が先帝には事の外御馴れ遊ばされ、御三歳の頃から廻らぬ玉の御唇かららいの事を『らい公』と呼ばせられて御戯れになつたと云ふ事であります。又御五歳の時御手習の序に『これをらい公に

書いてとらす』にて美濃紙一枚に御活潑に『らい』と平假名で御認めになつて下しおかれた相で、この御宸筆は京都府下愛宕郡下鴨村字新町の木村家に寶物として保存されてい

ます。

又先帝御三才の時梶井家に奉仕していた入谷容子と云ふも又名譽の御乳の人々に上りました。

(七) 御手習

宮の御手習初には有栖川宮殿下より『いろは』假名の御手本を奉られて、五日毎に參殿し御指南申上げられました。

中山邸の御書院に緋毛氈の上に御机を据え、御稽古の際は

一位の局万里小路大納言左右に冊き奉り、有栖川宮殿下が御後から御手を執つて御指南申上げられましたが御幼少の御事とて初の程は『いやぢやいやぢや』

と御難せられて直ぐ御筆を捨てさせられました。然し局はなかなかお許し申上げず『それはなりませぬ』と御筆を拾ひ上げて強て御手に渡し申し

た相であります。

然し日を経るに隨ひ、自然に馴れさせ、毎日一時間の御定にて美濃紙十枚宛御手習遊ばされ御手の運の進ませ給ふに從ひ二時間四十枚まで染めさせられた。

次第に御筆蹟も見事に渡らせられましたが然しながら局は中々御賞め申上げません。

『庶人の習字の様に字の勢や形だけをお習ひ遊ばすのみではいけませぬ。書は其の人の性質をあらはすと申しますから一點一劃たりとも法に適ふて天子の氣品が在しませねばなりません。一字でも軽々しく御手を下し遊ばすな』と御諫め申し上げたり、或は又口僻の様に

『未だく十分御稽古遊ばさねばなりませむと』

と御勵まし奉ると宮は

『いつになつたら上手になるかと』
屢々局に御尋ねになつたと云ふ事です。

(八) 御學問

御幼少の御時より御蟲氣も在しまさず、いと健全に生立給ひ、御齡五歳といふに中山邸より親王御殿に移らせられて故正親町實德卿を傳として御學問に御心を傾けさせ給ふ事となりました。

實德卿は孝明天皇の叔父君に當らせられ、極めて博學の方で殊に和歌と書に堪能でありました。



宮は天稟の御性質至つて御剛氣の上、所謂一を聞いて十を知るの御賢明に在しましたので、御父帝、御母后の御寵愛はまた一入で、紅梅の典侍並に高松の内侍を遣はして、朝夕侍かせ給ふ事となり御聰明は彌よ光を増させられた。

又御六歳の御時、御學友として岩倉八千丸(故宮内大臣岩倉具定公)裏松良光(子爵)が召されました。

御八歳の時より御父帝は日々に五六題づゝ歌の題を賜はれましたのも斯る御精勵に基くものと云はねばなりません。

（九）御幼時

御幼時の一斑を申せば、父帝の御氣質を稟けさせられ、頗る御活潑御剛健に在しました。御玩具などは一二度御用ひになるばかりで三度目ぐらいからは飾つて御遊びになるよりは、投げつけて御遊びになる事が多く、打破れぬ御玩具は殆んど一つも無い位だつた相です。又襖障子に御樂書は勿論のこと、障子の横棧へ昇らせ給ふ事がお好きであらせられました。

『これを詠み給へ』

と仰られ、宮は一々其の題を詠まれて、其の詠草を御父帝へ参らせられました。御后年に至りて天晴の歌人とならせらり、

— 17 —

— 16 —

親王御所へお移りになつてからも、いくら張換え申しても一つとして破れぬ障子は無かつた程でした。

(十) 短冊に御樂書

御年五才に在せし七夕の節、香川景樹翁の四天王と呼ばれた歌人で、其の當時八十八歳になつた赤尾可官が七夕期秋と題して、

彦ほしおけふの舟出は初尾花

まねくきみはとかねてちぎりし
と短冊に認め奉ると、先帝はこの短冊を御手に取り給ふ
や否や、一方の御手に握らせ給へる御筆にて短冊の表へ墨

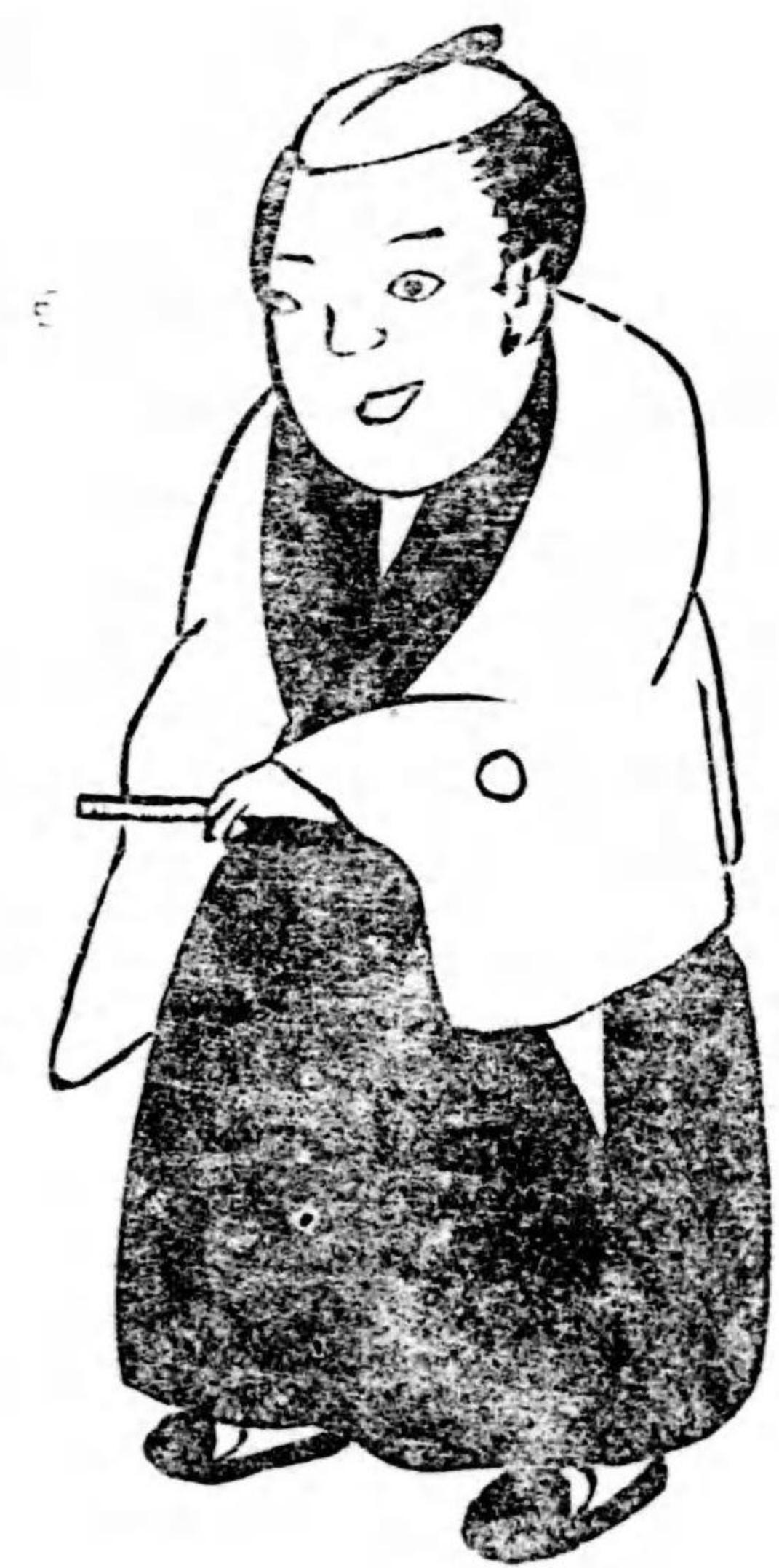
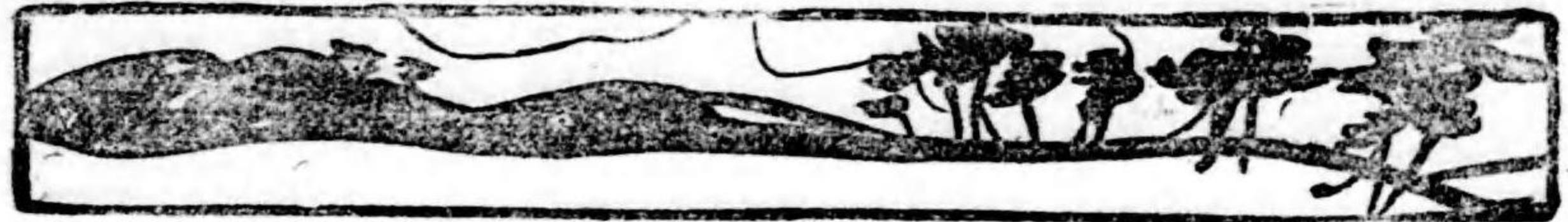
くろくとつけ給ひ又裏打返されてべたく塗り給ふて、
御側に侍りし御乳の人、木村らい女に下し賜はつたと云ふ
事で、今も尙京都の木村家に大切に保存されています。

(十一) 御拳固の御見舞

木村らい女の三男に禎之助と云ふのが母と共に伺候して
いましたが、或日御部屋の前の御庭におなぐさみに備へた
金魚鉢がありましたが、子供心の無邪氣から金魚鉢へグツ
と手を差込んで、金魚を一尾宛掘み出し、して、餘念もなく遊んでいましたが、何時の間にか陛下が御越しになつて、突然に後からボカリと、御拳骨を頂戴しました。其の外御拳

固の御見舞は度々の御事でした相で、これを今年六十一才になつた禎之助氏が悉しく物語つた事であります。

(十二) 振袖へ御樂書



先帝御七歳の御時、お庭に咲き乱れた赤紫白などの朝顔の花をお手つから摘まれて片手に握らせ給ひお側に侍つていた女籠のおやち様(紅梅典侍)の白麻子の振袖へ朝顔の花の汁で『やち』と大きくお書きになりました。

りました。おやち様は其の時十五六才で御殿に上つてから日も浅く、替りの着物も持たれませんから顔を赤うして居られました。すると先帝はお言葉優しく『何なりとやちに替の着物をとらせよ』と仰せられたので、お附の老女は直ぐ替の着物をお着せしと云ふことです。

(十三) 白の裝束への一の字

或日のこと先帝の御叔父君に當らせ給ふ正親町中納言が白の裝束で御参内なされたのを、先帝が御覽遊ばして中納言に向はせ給ひ、

『暫し此方を向け』

との仰せに中納言は何心なく彼方を向きますと先帝は御手習の筆にタツブリと墨を御附け遊ばして中納言のお背中へ『一』の字を太く大きく御書き遊ばされました。この『一』の字の御装束を墨を洗ひ落さず今も尙大切に保存されている相です。

(十四) 木馬の御遊

先帝は御幼少の御時より馬が好きでいらせられました。ある時、御母后(英照皇太后)から毛植の立派な木馬を賜はつた事がありました。先帝は非常に御喜びになつて毎日御局



二位の局の御部屋から御奥へ御機嫌伺ひに参られる節は御袴を股立高く執られ、この木馬に打跨がらせ給ひ。

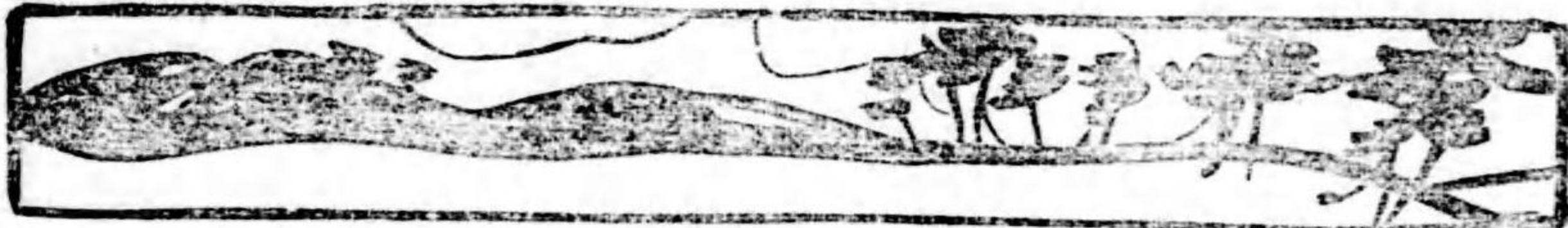
『業平の吾妻下り
ちや、はい／＼、ど
う／＼』

と仰せられて御廊下を往復遊ばされ

た。

この御愛玩の木馬

がある時破損した、修繕するに暇取りましたが、其の間、局の御附の松と云ふが御馬代りを勤める事になりました。松が



四ん這になつて、手綱代りに緋縮緬の細紐を口に啣へます
と、御勇ましく其手綱を絞らせられ

『ひんくと云へ』

と仰せられる、それで松が

『ひんく』

と申上げますと非常に御満足の御様子で、御兩足でポンボン脇腹を蹴る眞似をされた、
然し參内が済んで局へ御歸りになると

『松に何かとらせよ』

と仰せられて必ず御下物を賜はつたと云ふ事でもし御下物のかなくば飽く迄も聞き容れ給はなんだ。

かく御活潑なる上御幼少の御時より賞罰の御心極めて嚴に在して御命に隨ひ事を成し遂げし者には必ず御褒美の品を授け給ひ之に反して御思召に觸るゝものへは容赦なくお拳固を下し給ふことさへあつた。

又自然と臣下を憐み給ふ御心厚く、お馬の修覆が出來上り松がお役を退く様になつた時

『松よ其許のこと忘れぬぞ』
と難有い御詞を賜はつたと云ふことです。

(十五) 雨中の觀兵式

父帝は皇室の威武を天が下に示し給はん御志を以て日の

御門の前で觀兵式を御催しになりましたが先帝も父帝も共に御覽になりました御門前に菊の御紋入の紫地の幔幕打つた御檻敷を造らへ中央に玉座を設けましてここから御覽になる事となりました。

當日の總指揮官を蜂須賀阿波守(今之侯爵)で、兵隊は各藩の武士ばかりで鎧物具に身を固め、具、鐘、大鼓の響、勇まじく觀兵式が始まりましたが、活潑剛氣の御氣性に在せらるゝ先帝は、勇ましき武者ぶり哉といと熱心に御覽になつてゐました。が急に天氣が變つて大雨が降り出だし、稻妻が閃きわたり、雷さへ鳴りひびいて、まことに物凄い有様になりました。

先帝は御簾の中で御覽になつてゐましたが、大雨の中で兵隊が勇ましく調練するのを見て、御簾を刎ねのけて、端近くまで御出になりまして大雨も雷鳴も恐れ給ふ御様子もなく、ニコ／＼と御微笑遊ばして終まで御覽になりました。

この御有様を遙かに伏し拜んだ阿波守は、ハラ／＼と涙を流し

『御勇ましき宮の御姿かな、この君が御任に即かれなれば必ず父帝の御志を十分に御達し遊ばさるるであらふ』と獨言申上げました。

兵隊共も亦大に感じ入り、降りくる雨に濡鼠の様になりながら、一生懸命調練をして御覽に入れました。

これは先帝の御年八歳にて在す時の事でした。

(十六) 關白の御馬代り

先帝の御年十二に渡らせ給ふ時、蛤御門で長門と會津、薩摩との兵が衝突して戦争が出来まして御所近くが焼けましたので、前關白近衛忠源公が御伴をして鴨川の磧に御避難遊ばされました。

先帝は廣い川を御覧になつたのが始めてであらせられ、非常に興がられまして、關白に『爺や、匍へ騎つて此川を渡らふ』と仰せられて、如何様に賺し奉れども御聽入遊ばされない

到々關白がお負けして噴へ四つ這なりますと非常に御喜びになつて關白の背に跨り給ひ

『爺馬はい／＼』

と數十間を打たせ給ふたと申すことであります

(十七) 立皇太子

先帝を萬延元年九月十日、御齡九歳の時、皇太子に立たせられました。御兄君に當らせ給ふ第一皇子は御誕生になつた翌日に御夭折れになつたからです。

同じ年の九月廿八日に親王宣下がありまして、父帝より御名を陸仁と賜はりました。

この年は幕府の大老で飛ぶ鳥を落すほどの勢力のあつた井伊直弼が水戸の浪人の爲に櫻田門外で暗殺されました。このときより徳川幕府の權力が衰へ天下はますく乱れんとする兆か見えました。

(十八) 御践祚と遷都

『文とりて守れみや人九重の、御階のさくら風そよぐなり』と詠まれて、皇室の衰微を歎けさせ給ひ、皇權の恢復に太御心を碎かせられし父帝孝明天皇は王政復古を見給はで俄に崩御ました。

かくて祐宮殿下は直ちに御践祚ましまして天津日嗣の高

御位に即かせられ我が日の本を統しめすこととなりました。

未だ御幼年にて在せごも、父帝の剛々しき御氣質を稟けされ王政復古の御志を懷がせられましたが、この年十五代將軍徳川慶喜が内外の事局を省みて政權を朝廷に奉還しましたから、昔源賴朝が鎌倉に幕府を開いてより六百八十年の間、武門の手に握られていた政權をこの時始めて又朝廷へ復歸したのです。

即ちこの間は朝廷とは名ばかりで日本國を治むる實際上の權力は頼朝から三代を経て北條氏、それから足利氏、徳川氏と云ふ風に武士が行つていたのですが、明治天皇の御世

に至り政を施す實際上の權力も古の如く天皇の御手に還つたのであります

そこで先帝は同年十二月十日に王政復古の令を日本國中に下されまして、今後日本の政治を朕親らが行ふぞと云ふ事を一般人民に知らしめ給ふた。

次で百官を從へて紫宸殿に臨み五個條の御誓文を以て天地神明に誓はせ給ふて、日本の國是をここに定め、他日立憲政体を創め給ふの基を築かせられた。年號を明治と改められたのもこの年で又江戸を改めて東京となし、茲に都を遷さるゝ事となりました。

其の頃は未だ汽車の無い時分でしたから、先帝には御輿に



召されましたが一日五六里の御旅程で京都から東京まで廿二日間を御費しになつたと云ふ事で、お着になると共に東京市民一同へ酒肴を賜はりましたので皆々御仁徳の篤きに感泣いたしました。しばらくして先帝は一旦京都へ御下幸遊はして、皇后陛下を迎へさせられて再び東京に御幸しになりましたが、この時九段に招魂社を築かれて、御國の爲め死んだ忠臣義士の靈を祭

られました。

又、大石良雄等の義烈を御嘉賞、あらせられて侍従を高輪泉岳寺に御遣はしになつて御褒めの詞に金幣を添へて下しました。

(十九) 御鴻業の一般

先帝の御即位になりました頃の日本と、今日の日本とは非常に異つてゐます。其の時分の話をすれば丸で夢の様です。男は皆丁髷を結つて、百姓と商人等の外武士は腰に兩刀を挿していました。

陸には汽車や電車の影もなく、只駕籠があるばかりでして

海には今の様な軍艦は一艘も浮いておらず、誠に心細い事でした。

この様な小兒の様であつた日本を今日の如く世界の一等國に育て上げられたは、先帝の御稜威と申さねばなりません。

五箇條の御誓文の中に、

舊來ノ陋習を破リ天地ノ公道ニ基クベシ

と云ふ箇條があります、即ち昔から行つてきた醜い風習を捨て、しまつて良き風習を撰べと云ふ意味です。そこで明治五年には丁髷を断つて仕舞へ、さうして刀を挿てはならぬと云ふ御布が出ました、先帝親らも御斷髪遊ばされ、皇太子

后、皇后兩陛下も御額に黛を遊はさる事を廢し、御歯を涅ませらるゝ事を罷め給ふて、天下に模範を示されました。其の外仇討を禁じ、又穢多非人の稱を廢して一般に平民と呼ふ様にとのお布が出ました。

又五箇條の御誓文の中に

智識ヲ世界ニ求メ大に皇基ヲ振起スヘシ

と云ふのがあります、これは即ち廣く學問をして御國の爲に盡せよと云ふ御主旨です、この御主旨に基き日本全國に小學校を設けられ海外には留學生を派遣されました。
先帝御一代の中の御鴻業を申述ふれは數限りもなく只管御聖德の彌高きに涙漏るるばかりでありますが、とりわけ

て著しい御事のみを簡単に申しますご

(二十一) 憲法發布

先づ第一は憲法を制定して發布されたとでこれによつて建國より二千五百年來の政体が、一變して立憲政体となつたので有ます、諸外國の歴史を見ますと、外國の憲法は人民から皇帝に度々迫つて、それが爲に血を流す騒ぎまで惹き起して、やつとの事で制定さるる様になつたのですが、我國はこれと全く異り、臣民が何事も知らぬ間に上御一人の難、有き御思召で制定され發布されたのです、其の當時一般臣民は夢かと喜んで盛んにお祝を催したと云ふことです、こ

の難有い憲法を書き上げたのは故伊藤博文公で其の功勞を賞せられて後年、大森の恩賜館を公に賜はりました。

(二十一) 臺灣征伐

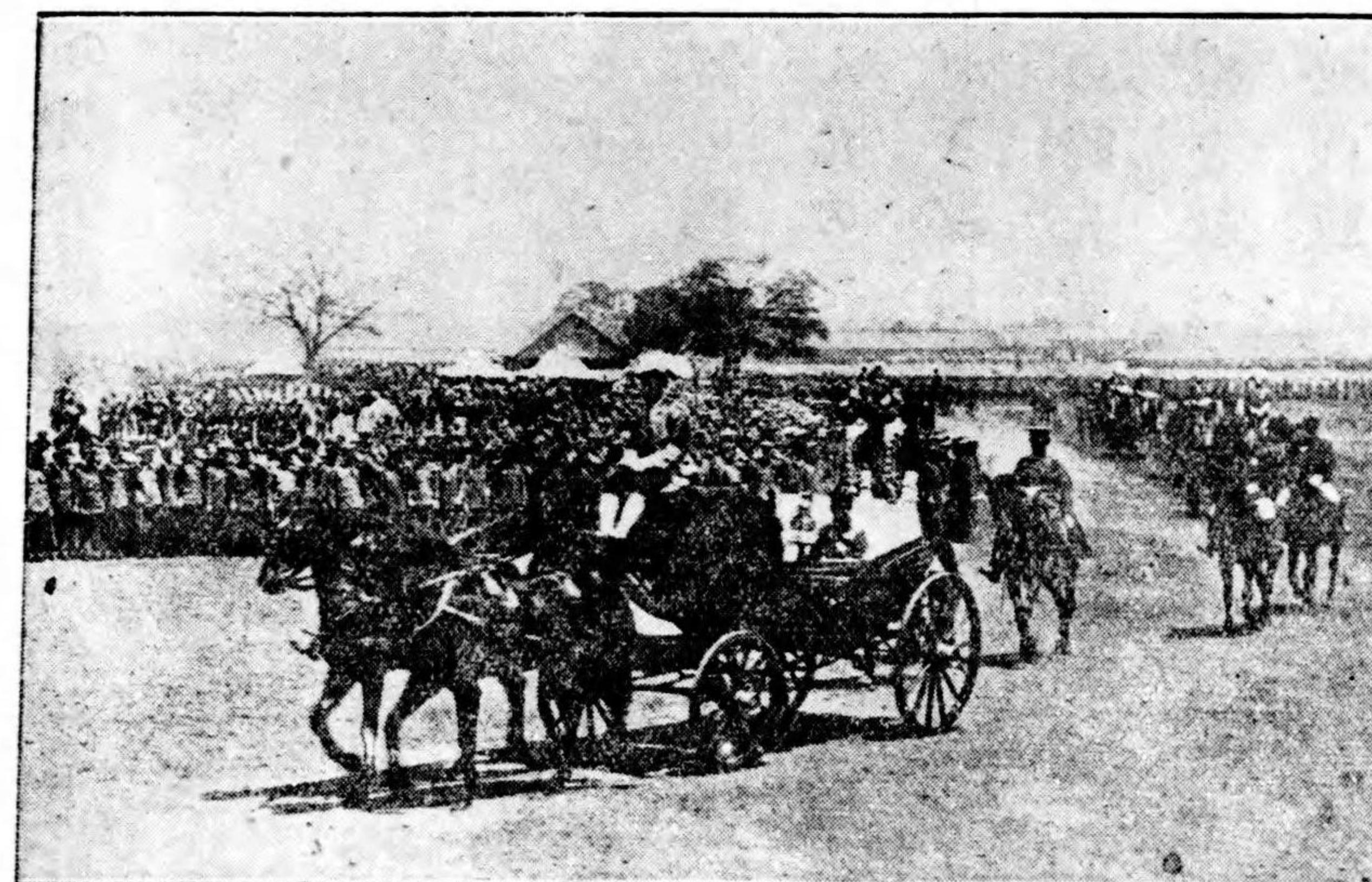
第二には明治七年の臺灣征伐であります。この頃の臺灣は未だ支那の屬國でこの間、東京へ觀光に來ました恐しい生蕃人が大勢棲んでいましたが、難船して流れ着いた日本人を寄つて集つて弄殺にしましたから先帝は非常に御怒りになつて、西郷隆盛の弟従道に御命しなつて臺灣を征伐されました。

(二十二) 日清戰爭

その翌年、従道の兄で今は上野のお山に銅像となつている西郷隆盛が亂を起しましたが、間もなく平定いたしました。

第三には廿七八年の清國との戦であります、これは支那が朝鮮の獨立を無視して自分の屬國同様にして、日本に戦を挑んだので、憐れな朝鮮を救つてやらふと云ふ難有き大御心から遂に清國に向つて宣戰せられました。

この時先帝陛下は廣島まで御出掛けになりまして、親しく軍機を統べさせられましたが、皇軍の向ふ所に敵なく、常に百戦百勝で、清國は遂に和を乞ひ、遼東半島と臺灣と、其の上



るであらふと思つていましたで、それとは反対に日本の大勝利となりましたから、大に驚いて讀めた、へ段々我國を尊敬する様になりました、これと申すのも皆先帝陛下の御威によるからであります。

第五には日露戰爭で有ます、これは明治卅七八年の出來事で、露西亞が勝手氣儘に滿州を占領して支那へ還さぬのみか、そろく朝鮮の方へも手を延ばしましたから、先帝陛下は支那の爲め、又朝鮮の爲めに露西亞と戰を開かれたのです、譬へて云は露西亞と云ふ大きな熊が顯はれて、滿州を

(二十二) 日露戰爭

に莫大な償金を我が國に献する事となりした、バナナや烏龍茶が澤山に產出する臺灣は、この時より我が國の領分となりましたが殘念ながら遼東半島は獨逸、佛蘭西、露西亞の干涉があつた爲め、清國へ還すこととなりました。世界の國々の人は大きな支那と小さな日本とが戰争したなら、必ず日本の方が負け

啖ひ朝鮮まで喰べやふとしたのです、然し横綱、常陸山の様な英吉利と仲好の金太郎の日本は露西亞熊ご相撲を取つて何の苦もなく投げ付けてしました。

其の結果、樺太の南半分は日本の領分となり、又滿州で露西亚の持つてゐた鐵道や、鑛山や其の外種々の權利は日本で受け継ぐこととなりました。日露戰爭は恰度昔嘶にある桃太郎の鬼ヶ島退治を實際に行つた様であります。これから日本は世界の一等國と認められる様になつたのも皆、先帝陛下の御稜威によるからであります。

(一四) 日英同盟

日清戰爭の結果、世界の國々は日本の強いことを認めまして、次第に我國を敬ふ様になりましたが、其の中でも日本と同じ島國であつた、英吉利は非常に日本を頼もしく思ひ遂に兩國の間に同盟が結ばれました。英吉利は昔から何處の國とも同盟をしないのを以て誇としていましたが、初めて日本と手を握る様になつたのです。日本は僅に三四十年前から世界各國とお交際を始めたのですが、英吉利は數百年も前から海軍では世界一の強國でした、だから日英同盟は吉利とお友達となつたのです。

(二十五) 日韓併合

第五に忘れてならぬのは日韓併合で、日本と韓國即ち朝鮮とが一つになつて俱に我が天皇陛下の御支配の下に立つ様になつたのでありまして、これが爲めに日本の領分は非常に擴がりました昔から日本と朝鮮とは兄弟同様にしていましたが鈍い弟の朝鮮は屢々他の強い國から苛められこれが爲めに騷亂の絶間なく日清戦争も日露戦争もつまり朝鮮の爲めに出来て大勢の人が尊い血を流したのですだから弱い弟を強兄の家へ棲まして他の者から苛めさせないと云ふ主旨で明治四十三年に目出度く日韓併合が出

来上つたのです。

(二十六) 先づ將卒の死傷を憂ひ給ふ

日清、日露の戦争當時、戰地から来る戰報は、夜中でも必と奏上せよとの御諭でありましたが、或時餘り夜更けに報知が來たものですから、御熟眠中を驚かし奉つては思れ多いと思惟まして、未明になつてから奏上しました處が、龍顏殊の外に麗はしからず拜し奉つたので、夫からは何時でも急いで申上げるにしました。陛下は我軍が捷つたと云ふ報知が來る度毎に先づ將卒の死傷は如何であるかと御下問をなされました、渺からず

死傷者が御座りましてと申上ると、御眉に愁ひの雲が懸つて御憂慮の御心が見はれまするが、死傷者の至つて少ない時はさも御満足らしく、進軍の有様から占領した區域分捕品に至まるで、仔細に御下問があつたさうであります。

(二十七) 大鹿を深山に放ち給ふ

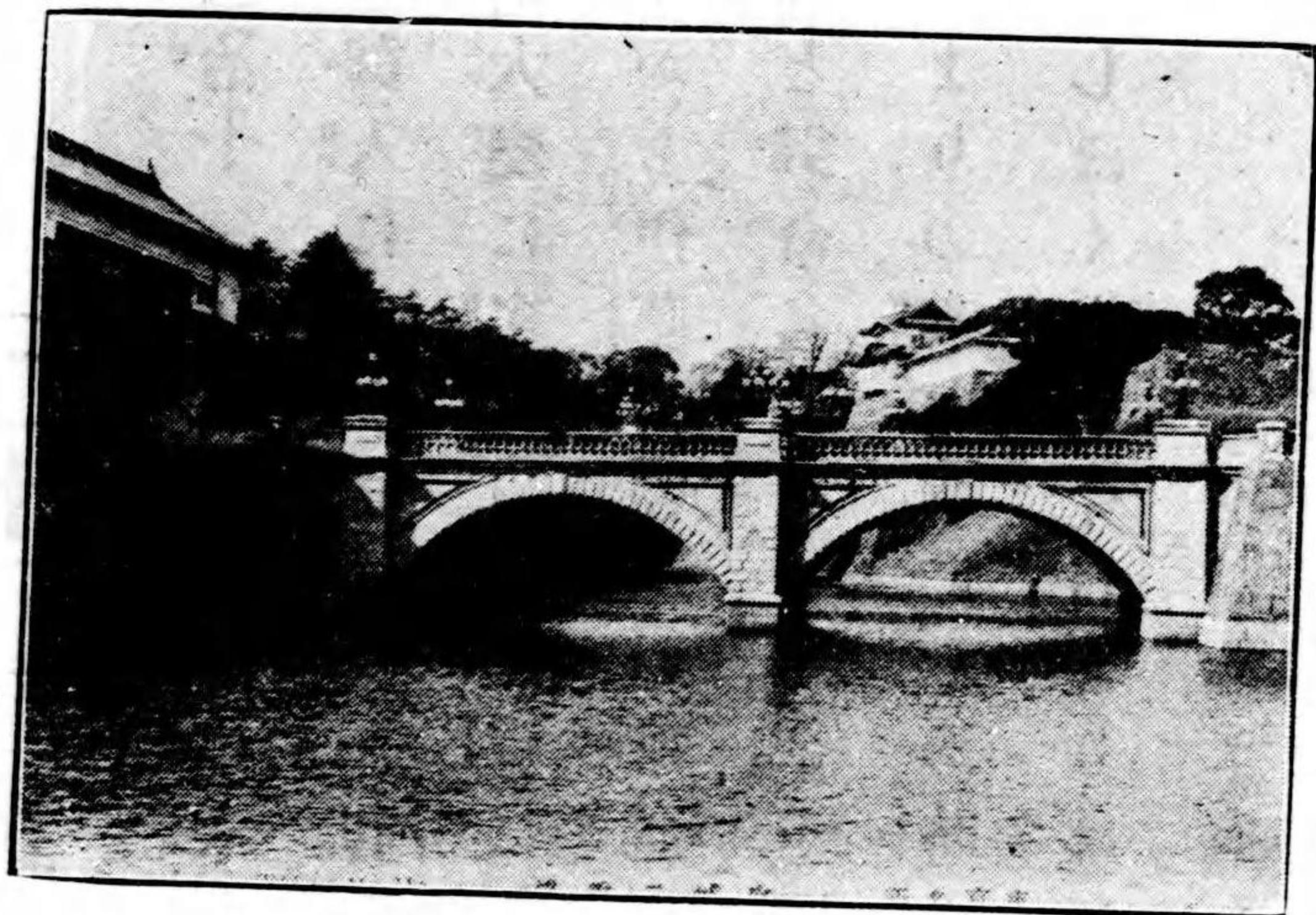
明治九年東北御巡幸の折、時は六月の上旬で、初夏の風薰る新縁に、一段と景色の勝れた日光の行在所から中宮祠に向はせ給ふ道すがら、急雨が降つて来て、御衣を濡らしましたが御氣色いと麗はしく中宮祠に御着に爲つて、四方の景色を見そなはして居られました折柄、一頭の大鹿を生ながら

捕へて陛下に奉りたいと願い出たものがありました、陛下

下は鹿を牽いて來た農夫に被物を與ふべしと侍従に御下命があつて、扱て孰々大鹿を打眺め給ひ、

『この鹿を山奥へ伴れて行き放ちやるべし』

と仰せ出されましたから、御附の侍従等は恐懼して早速深山に放ちました。





(二十八) 民の眼病を憂ひ給ふ

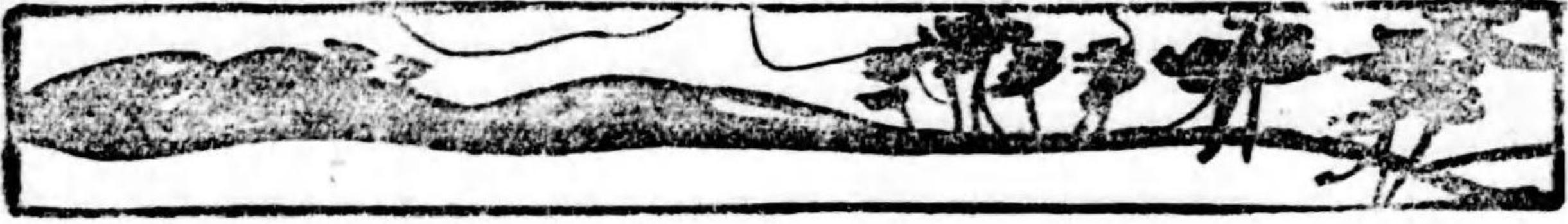
明治十一年の秋北陸道へ御巡幸になりました折、越後の境へ御入になりますと、其邊には眼をわづらつて居る人民が大變に多いのを御覧になりまして新潟へ御着きになつてから伊藤侍醫をお呼びになりまして、病氣の原因を調べよと御命じになつて、金千圓をお下げになりました。

あまりの忝なさに、その時の侍講の高崎正風男が、しほくもり今日よりはれて越の海の

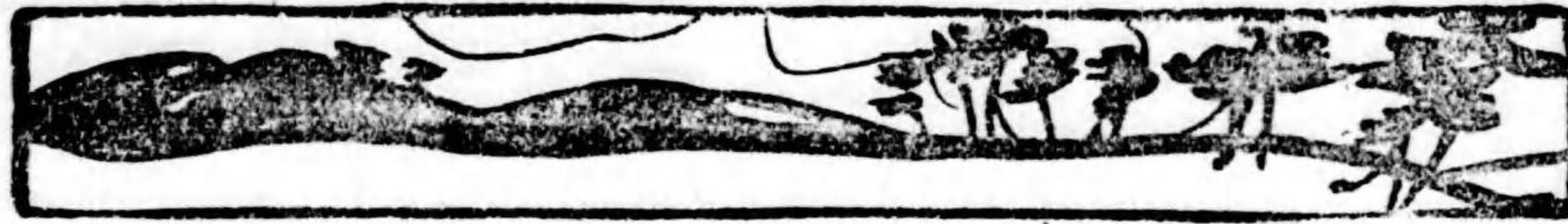
みるめさやかにならんとすらんと詠みて奉りました。

(一十九) 秋の暴風雨を憂ひ給ふ

ある年の秋の末でありました。暴風がして雨が大層に降りました時、先帝はつと御座を御立に也て、御椽の端近く御出ましになりました。近侍の人々は恐るべく『何所へか出でさせ給ふ』と御氣色を伺ひ奉つる處が、先帝には何の御仰せもなく軒端の雨の飛沫の御衣を濡すのも御厭ひ遊ばされず、大空を御見上げになつて『かかる暴風雨に、下民の身の心もとなし』と宣ふて、暫らくは御座にお復りにならなかつたと申します。



(三十) 御誠意の深き測り知られず



英照皇太后御在世の砌は、御奉養の上に大御心を配らせ給ふを一方ならず、近侍のもの共の恐懼に堪へざる處であつた。偶々皇太后陛下から『明日御機嫌を奉伺しまるらせたし御都合如何あらせらるべくや』なご御問ひ合せのあつた時は、餘儀ない御政務の外は、御差支を御差繰の上吃度御出でをお待受なり、曾て一度でも御日取り御變更等の御申出でなく、あれこれと御指圖あつて、御歓待の限りを盡させられました。

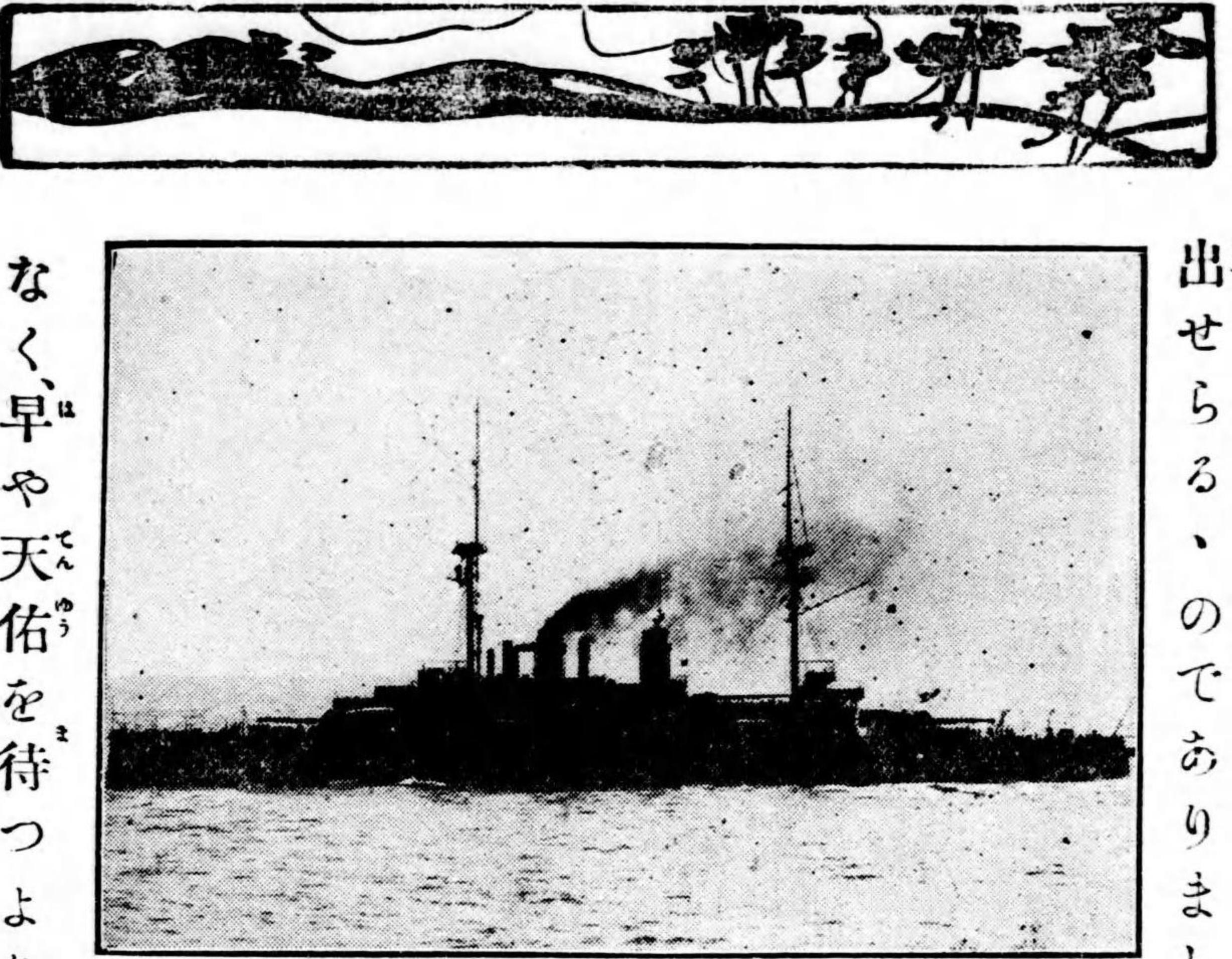
されば皇后陛下にも『陛下の御盡し遊ばさるる大御心に比

べては、吾等の心盡しも物の數ならず、實に陛下の御誠意の深さは測り知られずとや申さん』と御歎息遊ばされました

(三十一) 故一位局の御臨終と 先帝陛下

明治四十年九月、故一位局が塩原の御館で病床に臥せられた時、陛下からは『容體は如何あるぞ、食まるらるゝか、疾く恙なき身となりて參内候て』と御近侍の者を以て、屢々御詫を賜はりました。軽て局は一旦快よくなられて其月の廿五日に歸京し、一兩日靜養の上廿八日御禮の爲め參内されたのであります。常ならば長くも二時間位御物語申し上げて退

出せらるゝのでありましたが、俗に申す蟲の知らせとでも申しませうか。此日に限つて陛下には最とおなつかしげに種々の御物語あらせられて午後の六時頃までも名残は盡きずに何くれと御物語になつたのでありますたが、其夜から御容體が俄に變じて急性の肺炎となり、日を経ふるにつれて病愈篤く、岡侍醫頭橋本侍醫をはじめ多數の盡力も甲斐なく、早や天佑を待つより外にせん術も無しと聞召された



その時の兩陛下の御驚きは申すも畏きばかりでありますた。

聖上の御内命により、皇后陛下には十月三日、青山南町御料地内の局の邸に行啓遊ばされて、御昏睡狀態から覺められた局の御枕頭近く御進みあつて

『是れはお上(至尊の事)より御賜りの牛乳、是れ飲みて疾く御本復又の參内を待つとの御沙汰ぞ』と仰せられつゝ御手づから傍の器に注がせ給ふて、局の唇に薦め給ひました。

主上には皇后宮より『今宵一夜もお難かしきかと醫師の申候』と聞召され、畏くも龍顔に秋雨して暫しは御言葉もなく、大内山の秋の夜更けても大殿籠らせ給はず、斯るうちに夜

は過ぎて五日の午前になつたが、尙ほ御衣を解かせ給はず
殆ご世分毎に『容體はいかに電話にて、聞けと』宣ひて少しも
交睫み給はず、午前四時三十分遂に世を去り給ひしとの奏
上を聞召されて其儘御衣の袖に龍顔を覆はせ給ひ、東雲の
御座所の大殿油も退き奉れば、陛下には御口を漱がせ給ふ
たまゝ、此朝の供御の物も御口にし給はなかつたと承るだ
に畏き極みではありますか。

(三十二) 今回は差許す

先帝陛下は御洪量海の如く、侍臣に御叱を賜ふ事は殆んど
皆無と申し上く可き程にて侍臣に過あれば大抵は

『今回だけは差許す、以後は斯る事すな』

とのみ仰せられて御許し遊はされました
或る時侍臣が

『もう四五日致しますると奥州より、骨格逞しき馬が参りまする』

と奏上いたしました

陛下は非常に御乗馬を好ませられました故、これを御樂
みに待たせられましたが四五日は愚か半ヶ月も経つた
のに侍臣よりは何の奏上もありませんから
『彼の馬は最早や参つたるか』

と御下問になりました



實は其の馬は疾くから參つていたのですが事に紛れて奏上するのを忘れていたのですそこで其の侍従は恐れ入つてお詫を申上げた上家へ歸つて謹慎いたしましたが先帝はその事を聞召されて

『既に参り居らは夫にて宣し、今回だけは差許す、以後は速に聞え上げよ』

との難有き御詫を賜はつて其の過を咎め給ふことなかつたので其の侍臣は殆んと蘇み返つた心地で難有涙に暮れたと云ふことです。

先帝が或時、應舉の落款のある鴛鴦の繪を米田侍従に鑑定を仰付けられましたが、米田は御遠慮申さず

『これは眞物では御座いません、羽根の色にも少々間違つた點もあります上第一形が大き過ぎます、應舉ほどの名人物かこんな間違つた畫を描く譯が御座いません』

と正直に申上げますと、先帝は

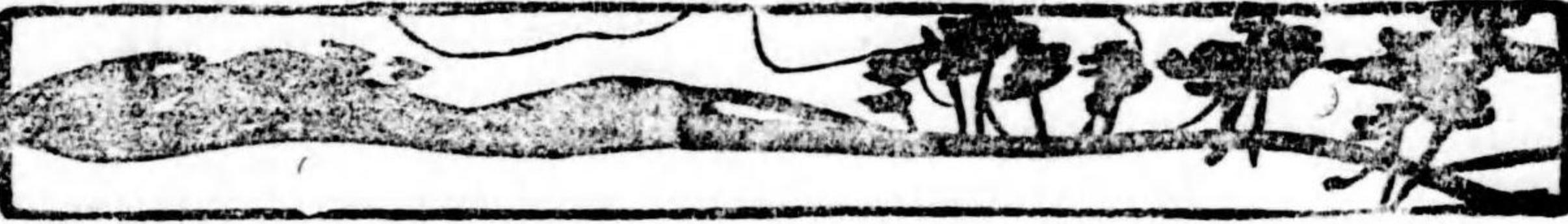
『昔は七尺、八尺と云ふ大男もあつたと云ふから禽獸も亦大きな物があるたのであらふ』

と仰せらるゝを尙も

『左様では御座いませぬ』

と諍ひ奉りましたが

(三十三) 米田侍従の直言



「よし／＼判つた」

(三十四) 御煙草の御下賜

と仰せ給ひ却つて米田の剛直を愛て給ふたと云ふ事です
(二十四) 御煙草の御下賜
或る時、九重の奥深くで夜會の御催しがありました、その時、一同の者へ實に結構な香のする御愛用の御煙草を賜はりました、やがて餘興が始まつたので一同は別室へ罷り出でましたが、其の内の最も煙草好の一人が元の御部屋に歸つて見ますと、御簾の下つた玉座の前の御机の上に山の如く御愛用の御煙草が載つてゐます、何心なく手に一と握りほど頂戴して、そつと洋服のボケツトへ押込みまして、誰も知

らぬご思ふていました、天知る、地知る、恐れ多い事ながら先

暫くして侍従をして其の煙草好の男を召し出されました。其の男は青くなつて震ひ上り恐るゝ御前へ参りますと、陛下の御側にいた侍従が煙草の入つた箱を其の男の前に差し出し

『陛下には其の方が煙草好きなる由を御覽せられこの品

と御思召を傳へました、

其の男は重き御罰を蒙るかと魂、身に添はずにおりまし
たが、この難有き仰を承りまして感涙に咽んだと云ふ事で

す。

(三十五) 非凡の御勤徳

先帝は毎日午前六時に御起床と定められ、御召替の上、御洗面遊ばされて七時には御朝餐を召上られ、九時には典侍以下の女官を召して御召替あり、午前十時表御座所たる御學問所へ出御遊ばされ、百般の御政務を讐はせ給ひ、正午には一旦入御あつて一時再び御出御あり、三時頃迄は政務を御親裁になりますが、時には五時六時迄表御座所に在ますことも少くはありませんでした。

畏くも陛下には重要な御政令には一々御宸筆を以て御

署名遊ばされ、又常に御座所に復御になつた後も夜更けまで、いろいろの御政治向きの御用の爲めに御休み遊ばされなかつたのであります。

(三十六) 肱を見よ

桂公爵が昨年内閣總理大臣を辞職する際のことと御座いました。

先帝陛下の御前に参りまして

『臣は近頃非常に老衰いたしまして御役目を果すことが出来兼ねますから』
と申上げて辞職の御裁可を仰ぎますと、先帝陛下には甚だ

御不興氣に渡らせ給ひ

『卿は本年何歳なるぞ』

と問はせられましたので何心なく

『六十五歳で御座います』

と申上げますと

『ナニ、六十五歳で老衰したと云ふのか、

朕も六十の齢を重ねたが六十代は仕事の仕盛りである
朕を見よ未だ一日も政務を懈つた事がないではないか』
と仰せられたので桂公は恐れ入つた餘り、總身をワナ／＼
と打震はして御前を退りましたが今度洋行するに方り參
内して御暇を願ふと共に

『臣は此の旅行て大に若返つて再び國家の爲め御奉公仕
らん覺悟で御座います』

と申上げましたが、陛下は前の事を思ひ出でさせ給ひ最も

御満足氣に

『是非若返つて歸れ』

との有難き御詫がありましたから公は大に喜び勇んで洋
行の途に就いたと云ふことです

(二十七) 朕は辞表は出されず

先帝陛下の御精勵に關する數多き御逸話の中に申上くる
だに恐れ多き御事がござります

曾て伊藤公が政友會内閣の際御前に辭職を申出でた事が
ありましたが、其の時陛下は公に向ひ

『卿等は困つた時には辭職をすれば事は濟むが朕は辭職
する事が出來ぬではないか』

と仰せられたので、公は只々恐れ入つたと申す事です

(三十八) 雪中の御雪投げ

冬の最中、御苑に雪が積つて、一面の銀世界となつた折な
ごには、先帝は躬ら御苑に降り立たせ給ふて若き女官等を
御相手に雪投げの催がありましたが、恐れ多い事ながら龍
顔も玉髪も眞白になるまで勝敗を争はれました相であり

ます

(三十九) 雪中の御騎馬

又或時は雪のふり積りし夜などに、急に思ひ立たせられ
御馬に召されて、御苑の御茶屋に成らせられ、紛々と降りく
る雪の中に立たせられた儘、冷き花咲く御苑の冬景氣を御
賞覧遊ばされました。

ある時近侍の何某が

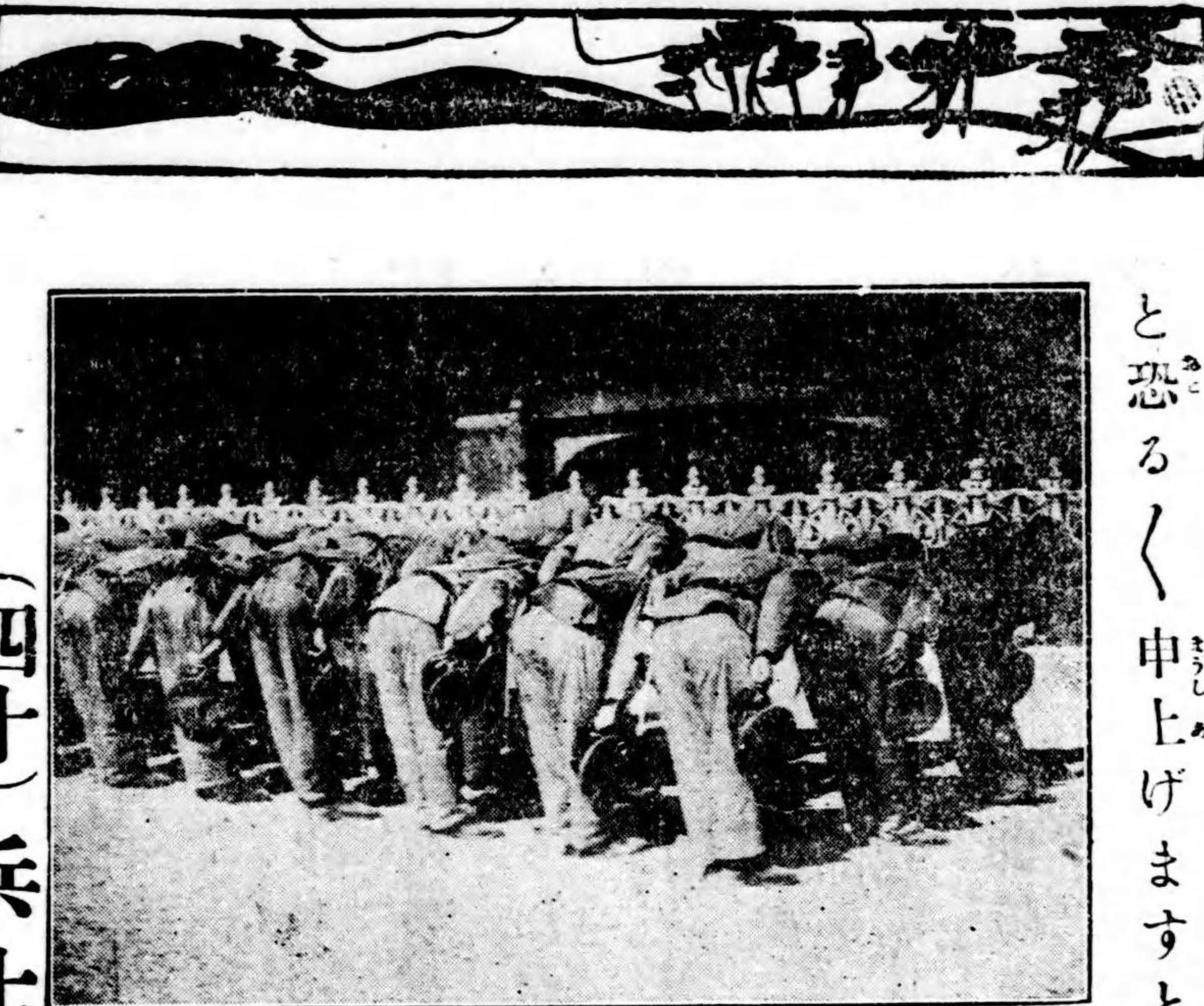
『如何に御鍛練の爲めとは申せ、雨に打たれ、雪に濡れさせ
給ふては、御身體の御障りとも相成りては恐れ多い事で御
座いますから何卒御癒め遊ばす様に』

と恐るく申上げますと、先帝は

『王朝の衰へたのは何故であるか、心身が軟弱くなつた爲めではないが、いざと云ふ場合には陣頭に立つて士卒と艱苦を共にするが朕の任務ぢや、寒氣や暑氣も何でもない平素からの鍛練が肝心である』

と宣ふたのであります。

(四十) 兵士等も着替へる



明治廿五年に栃木縣下の習志野で陸軍の大演習を行はせられ先帝陛下は親しく行幸になりまして東西の兩軍を統べさせられました

折から雨風烈しく荒れに荒れて、東西兩軍の行動はいと物凄く恰も實戦を見る様でありましたが、陛下はこの暴風雨を物ともせられず御野立の儘ずぶ濡の御姿で演習を鬱はしていられましたが、供奉の者が恐るく
『雨風が烈しく御座いますから、天幕を作りまゐらせました、何卒早々御衣替を願はしう御座います』
と急ぎ申上げますと、陛下は

『兵士等も着替へるか』

と只一語を宣はせたばかり、演習の終るまで御立ちの儘一歩たりとも御動きになりませんでした。

濟んでから御衣を替へ奉つたら御内襦袢まで紋る、ばかり御濡れ遊ばされていたと云ふことです。

(四十一) 血染の勳章

我が同盟國なる英吉利皇帝陛下が先帝陛下にガーナ勳章を御贈進あらせられた時のことでありました。此勳章は英帝が最も親しい御間柄に限つて御贈進に相成るものでありまして、普通の勳章とは異つて胸に附ける星や肩に掛け授の外に、尙ほ足に捲く物や、大きなマント

の様に肩から被る物なども附屬して居るのであります。之を贈進せらるゝ時は英帝が親ら之を受ける人に着せたり、附けたりせらるゝ例であります。

故に英帝は特に御代理としてアーサー・コンノート殿下を我國に差し遣はされたのです。

頼て其の儀式の次第も済み、殿下も御歸英になりました。後先帝陛下は臣下の誰れ彼れと御物語の末、不圖其の儀式の時の事どもを思ひ浮へさせ給ひ。

『あの時には定めしコンノートも痛かつたであらふ』
ご打笑ませられました。尙詳しく仰せらるゝ所を承り申す
ご、其の當時コンノート殿下は

陛下に咫尺し奉りまして陛下の御足に捲きまゐらすべき御物を附けて居られます時如何されたのか殿下の御指から血汐がダラ／＼と流れて出血した夫は多分御物に飾つてある金剛石か又は金物の類て御負傷を爲せられたのでありませふ然し殿下は何事も仰せられずに其の儘平氣で首尾よく御儀式を濟まされ陛下に於かせられても亦その血を鬱はせられつゝ御心づき無きを裝い給ひ殿下の御役目を果さしめ給ふたと申す事であります。

御物語の後で

『事の序に其の勳章を見せてやらふこの通りぢや』と、其の御時の血汐の痕尙鮮かに残れる勳章を示させ給ふ

たので一同の者は只恐れ入つて陛下並に殿下の御沈勇にして機略に富ませ給ふことを感し合つたと云ふことです

(四十二)月給百圓で馬一頭

一旦御治定になつた事は、なか／＼容易く御變更にならなかつた先帝陛下は、臣下から奏上する事についても、大變に御注意深く、善し惡しを御判別になるのでありました。曾て故伊藤公が軍馬の飼育令といふものを制定して、月給百圓以上の官吏には馬一頭宛を飼養させやうとの考を起して陛下に申上げました所が、陛下には、

『そんな事しては官吏が今に困難るであらう、とても永續

はせまい』との御詫がありまして、御裁可にならなかつたのでありました。

所が果して陛下の御賢明なる観慮の如くに、其後月給百圓位では到底も馬一頭を飼養ことか出来ない世の中となりましたので、其當時の大臣方も今更に陛下の御聰明に恐懼したと申します。

(四十二) 先帝と日英同盟

先帝陛下の御世に大事件が起りますと、陛下の御聖斷を仰ぐ事が澤山ありました

日英同盟が早く出来上つたのも全く陛下の御聖斷に出

でたのです

其の當時伊藤公は露國に在つて露西亞と同盟を結ばうとして露國の總理大臣ウヰツテと、其の話を進めていましたが、日本では桂公が總理大臣でありましたが外務大臣の小村侯と共に英國と同盟する事に骨を折つていましたこれを耳にした伊藤公は露西亞から英國との同盟に反対する電報を數十通も打つてこれを止めようとした然し英國との同盟は殆んど出来上りかけていた所へ平生から陛下の御信任の厚い伊藤公の反対に出會つたものですから、非常に閉口して伊藤公の電報は其の儘にしておいて日英同盟の成行はかり陛下に申上げやふかと一應、其の

旨を井上候に相談すると井上候は

『それは不可ない、伊藤の電報と卿等の爲した事と双方共に陛下の御覽に入れて御聖斷を仰ぐがよい』

と云いましたので桂首相小村外相とは辞表を懷にして、御前に出で、日英同盟の成行を申上げて然る后伊藤公の反対の電報と併せて御覽に入れますと陛下はこの電報を丁寧に御覽になりました後

『これは伊藤の觀察違ひである、宜しく日英同盟を決行し伊藤にも尙此の同盟に付て盡力する様に電報にて命令せよ』

と仰せ出されたので若し日英同盟の御裁可がなくば直ち

に辞表を捧呈せんと決心していました桂、小村の兩相は殆んど蘇生の想をしたと云ふ事です。

(四十四) 京都御在都其の儘の 御質素

一天萬乘の君に在まし乍ら、常に御儉素に安じ給ひて、玉體を奉安せらるゝは、十五疊の御一間で、絨氈を敷かせられ、軒さへ低く、御室内古色を帶び、御庭前には質素な石壇の上に盆栽が數株ある外には別段に御裝飾も見奉らず、御廊下に敷詰めた簀籬の色黒づんだのを御張替もさせられず、一に京都御在所の當時の御有様を改めさせられずに御最

近に及ばさせ給ふたのでありました。

戊申の詔書の如きも先帝の御平生の御様子其儘の詔ではありますまいか、畏れ多い次第です。

(四十五) 御避暑の奏請を退け給ふ

先帝陛下は御儉徳に在して、未た曾つて避暑の御沙汰などは御座いませんでした。或る夏のことで餘り暑氣が酷しいので、玉體に御障りあれば恐れ多しとて、避暑の仰せ出でを奏請いたしましたが、先帝は

『城外の路上にこの暑い日盛を汗拭ふ暇もなく働き通してゐる荷車挽の老夫はごうするか』

ご宣はれて、避暑するには及ばぬとの御諭しがありましたから、侍臣はたゞく恐れ入つて又御避暑の儀の仰せ出でを爲なかつたと申すことで御座います。

明治四十二年の事でしたか、時の宮内大臣田中光顯伯が宮廷の豫算費を八百萬圓と計上して御裁可を仰きますと、先帝は其の内より三百萬圓を御削減遊ばされた上、嚴い御言葉を賜はつたと申すことです。

(四十六) 三百万圓の削減

又先帝には京都の御所に在せし頃の御事ともを近侍の者に御物語ありて、度々華奢の風を戒められました。

(四十七) 御製の御數十萬 に近し

御幼少から御歌の道には御勵みになりまして、父帝孝明天皇から御題を賜はられて、毎日々々御作り遊ばされました。明治十六年の頃から高崎正風男に就て御研究を遊ばされ、日清戦争後は次第に御上達遊ばされて御製の御數も積りに積つて十萬首に近くなつたのであります。

御製は今や英語又は獨逸語に翻譯されまして世界に廣

まつて居ります。ロイドといふ人が英語に譯しましたうちに『四海兄弟』の御題で

世の中を皆はらからと思へども

なご波風の立ちさわぐらん

と申します御製を、米國の前大統領ローズベルト氏が拜見しまして、大變に感じた結果あの日露の仲裁の談判を申出でたやうな次第となつたのであります。

實に先帝陛下は、尊き御身でありながら、歌道には優れたる御天資を有つておいでになつたのであります。御風流はなかくに後の世までも難有い語り草となつたのであります。

(四十八) 御堪能なる御乗馬

御齡まだ三四歳中山邸におはしませし頃から御乗馬を好ませ給ふこと一方ならず、御生長の後は根村車馬監、目賀田主馬寮調馬師等が御指南申上げて、愈御堪能に渡らせられ他に並ぶものない御上達を遊ばされました。

御料の御馬は十頭ばかりであります、尤も宮内省の主馬寮の馬は百五十餘頭もあつて、外國産も多いのですが、先帝には日本産の馬を大く愛させられ、一度でも外國産の馬に御乗りになつたとは無いと承はつて居ります。

彼の有名な『金華山』や『友鶴』などは皆日本産で、『金華山』は仙臺

『友鶴』は三春の産馬であります。『初成』は仙臺産の名馬で其後専ら御召馬となつて居りました。

『外國産の馬は体格が立派なれど弱し、第一に蹄が弱い』と仰せられ、軍事上の最も大切なものとして、馬匹の改良に御心を用ひさせ給ふたのであります。

(四十九) 殊の外に刀剣を 好ませ給ふ

刀剣の類ひも亦陛下が殊の外に御嗜好遊ばされたのでありました、常にお側近く、お常の間と、御學問所の御刀架とに懸げて置かれたのは、正宗の名刀を始め、郷吉弘宗近備前

の包平、高平、助平、正恒、鶴丸、菊の御作等で、何れ尖らぬ名高い銘刀許りであります。

菊の御作の一つは、足利義昭將軍が所持で居たので、黒田候に傳はつたのを献上したので、他の一つは一條公から奉獻したものであります。鶴丸と云ふのは國永の作で、伊達政宗の所藏して居たものであります。

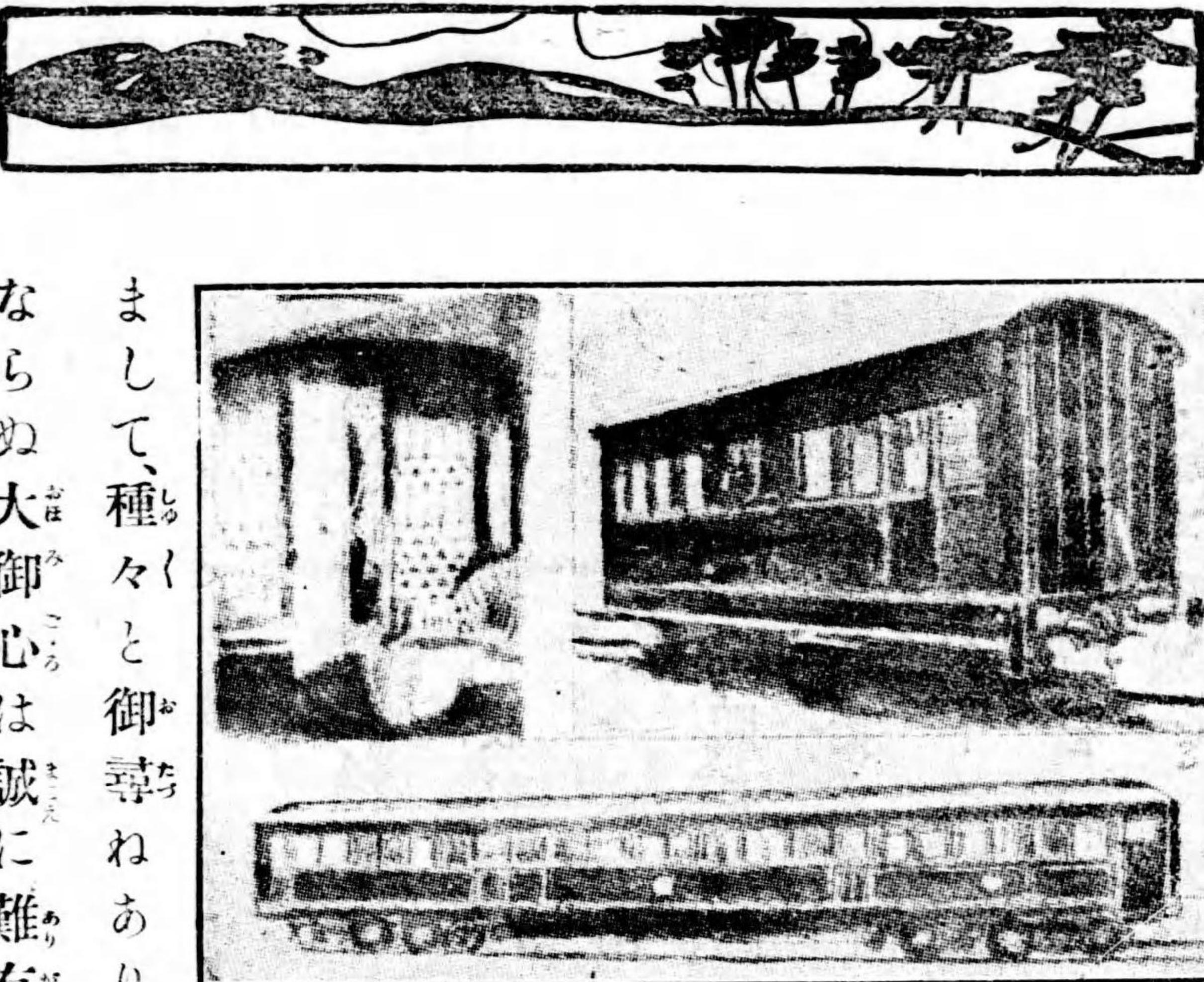
平生の御佩刀は、本藏重長が明珍の兜を破つたと傳へられて居る、世に所謂本藏正宗であります。尙明治廿九年十月、大坂の刀劍師月山彌五郎良一に御佩用の軍刀鍛冶を命ぜられて、翌年九月天下の逸品を得させ給ふて御愛用になつたと申します。

(五十) 御鐘愛を蒙つた テリエール

獵犬も亦御嗜好の一つで、明治廿年代々木御料地内に獵犬の飼育場を設けられて此處に多くの洋種獵犬を飼養せしめ給ひ、年々良犬を出す様になりました。目下その飼育場には、英國動物園長が献上しましたブルドッグ、児玉大將献上の蒙古犬を始めとして、ボインダー、セツター、スパニエル等の良種が七十餘種も居るのであります。又常に御傍を離れず、御鐘愛を蒙つてゐたのは、ヨークシャ種のテリエールと呼ぶ洋犬であります。

(五十一) 美術工藝 品の趣味

新古の美術、漆器、彫刻のある花瓶等に御趣味深く、又置時計をお好みになつて、各室には置時計の備へてない所が無かつたさうであります。動物類の剥製や地方の産物等もなかくに御嗜好に適まして、種々と御尋ねあり、實業上の發達を寸時も御忘れにならぬ大御心は誠に難有い次第でありました。



(五十二) 謠本を離し給はず

御幼少から度々能樂を御覽になつた爲めに、大層深い御趣味をお持ちになつて居たのであります。が、御堅忍の御氣性でありますから平常には御嗜好であるからと云つて、無暗と御催しになるともなかつたので御座います。

御用の御書物は御藏から取出して御用濟となつたら直ぐ元の御藏へお納めになるのであります。が、御謠本だけはいつも御居間にお置きになつて、時々御覽になつたさうであります。



明治天皇終

大正元年八月十四日印刷
大正元年八月十九日發行

定價金十五錢

郵稅二錢

著者

角岡良

藤井松次郎

東京府豊多摩郡戸塚村諏訪六十二番地

發行者

東京市神田區豊島町三十四番地

東京戸塚字諏訪六十二番地

印 刷 者

東京市神田區豊島町三十四番地

東京戸塚字諏訪六十二番地

印 刷 所

東京市神田區豊島町三十四番地

東京戸塚字諏訪六十二番地

發行所

東京至東三

明海誠京盟

堂舍

北武上

隆陽田

堂屋

社堂

次郎知

樂水

良

次郎

佐

真

山

博

金

良

次

佐

次

郎

知

賣捌所

東京大

淺草
神田
日本橋
京橋

至東三
明海誠京盟
堂舍

北武上
隆陽田

堂屋

不許複製

267
936

終

